

## 第4 危険物行政

### 1 危険物規制の概要

危険物は発火性又は引火性を有する物品で、その性質ごとに消防法別表で第1類から第6類に分類し指定されている。一定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）としての位置・構造及び設備を一定基準に適合させ、行政機関の許可を受けなければならないほか、施設の使用にあたっては完成検査を受けなければならない。

危険物施設においては、甲種、乙種又は丙種危険物取扱者が自ら取扱うか、甲種又は乙種危険物取扱者の立ち会いを受けて取扱う場合以外は、危険物の取扱いを行ってはならないほか、危険物の貯蔵・取扱い又は運搬についてもそれぞれの基準に従って行わなければならない。

### 2 危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）の現況

県内の危険物施設は、石油（ガソリン等）を中心とする第4類の危険物を貯蔵・取り扱うものがその大半を占めている。令和3年3月31日現在における危険物施設（完成検査済証交付施設）は、7,728件で、前年同期と比較し64件の減となった。

図1は危険物施設数の年別推移を表したものであり、表1は危険物規制対象施設を区別に分類したものである。

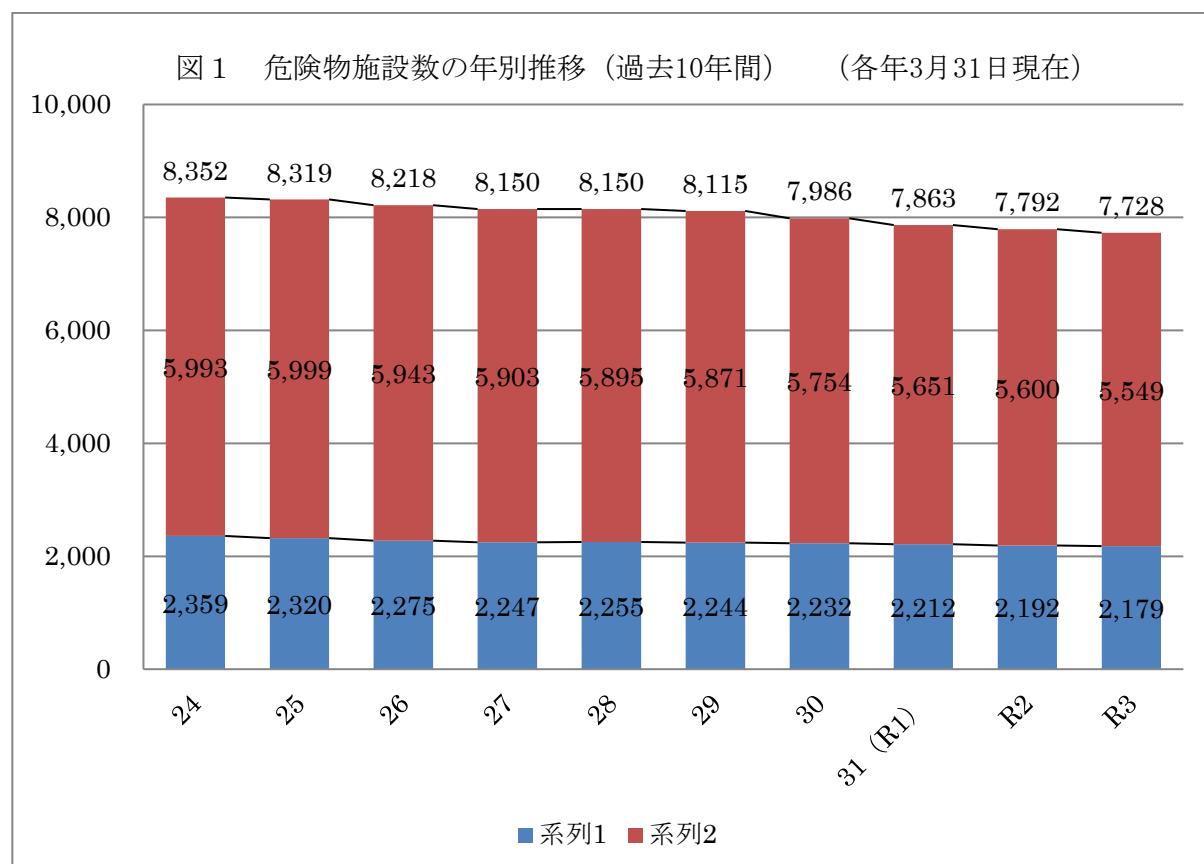


表1 宮城県内の危険物施設数（令和3年3月31日）

表1 宮城県内の危険物施設数（令和2年3月31日）

施設区分 消防本部名	計	製造所	小計	貯蔵所							取扱所					事業所数
				屋内 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	小計	給油 取扱所	販売 取扱所	移送 取扱所	一般 取扱所	
仙台市	2,054	9	1,488	272	167	95	536	6	400	12	557	324	4	2	227	847
名取市	286	1	215	21	22	1	51	0	110	10	70	44	0	0	26	122
登米市	337	0	222	20	28	5	75	0	91	3	115	59	0	0	56	219
栗原市	331	0	233	47	40	2	70	0	68	6	98	46	0	0	52	275
石巻地区	774	0	542	57	107	14	138	0	215	11	232	124	0	0	108	359
塙釜地区	1,133	2	933	49	171	12	95	2	577	27	198	84	7	8	99	279
仙南地域	836	9	578	123	94	8	207	2	129	15	249	122	0	0	127	421
大崎地域	839	3	572	81	71	6	235	0	159	10	264	126	0	0	138	394
気仙沼・本吉地域	298	0	195	21	23	5	58	0	76	12	103	46	0	1	56	115
黒川地域	470	6	292	78	47	2	79	1	72	13	172	76	0	0	96	243
あぶくま	368	1	248	51	65	1	63	1	56	11	119	56	0	0	63	185
宮城県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	1
合 計	7,728	31	5,518	830	835	151	1,607	12	1,953	130	2,179	1,107	11	13	1,048	3,459

※事業所数の合計は消防本部間での重複分を除く

### 3 危険物取扱者等の状況

危険物取扱者試験は、昭和34年4月の消防法一部改正により全国統一の資格試験となり、市町村長に代わり都道府県知事が実施することとなった。その後、昭和58年12月に指定試験機関制度が創設されたことにより、昭和60年度から宮城県知事の委任を受けた財団法人（現：一般財団法人）消防試験研究センター宮城県支部が試験を実施している。

表2は、危険物取扱者試験の実施状況を表したものである。令和2年度は7月から翌3月にかけて計8回実施し、受験者6,288人のうち合格者は2,711人で、合格率は43.1%となっている。

表2 令和2年度危険物取扱者試験実施状況

区分	受験者数	合格者数	合格率(%)
甲種	228	91	39.9
乙種	第1類	195	145
	第2類	189	138
	第3類	221	149
	第4類	4,482	1,630
	第5類	218	154
	第6類	214	162
丙種	541	242	44.7
合計	6,288	2,711	43.1

### (1) 危険物取扱者免状の交付状況

表3は危険物取扱者免状の交付状況を表したものである。令和2年度の新規交付については2,540件、書換については合わせて2,878件、再交付については277件はとなっている。

表3 令和2年度危険物取扱者免状交付状況

種類	計	甲種	乙種						丙種	
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類		
新規	交付	2,540	83	110	123	156	1,571	136	142	219
書換	写真以外	36	・写真以外：氏名や本籍の書換 ・うち同時：写真書換と同時に、写真以外の書換を行った場合							
	写真	2,842								
	(うち同時)	205								
	再交付	277								

### (2) 危険物取扱者保安講習の受講状況

製造所、貯蔵所又は取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない(消防法第13条の23)とされている。

このため、宮城県の委託を受けた社団法人（現：一般社団法人）宮城県危険物安全協会連合会が当講習を実施しており、過去10年間に保安講習を受講した危険物取扱者数は表4のとおりである。

表4 危険物取扱者保安講習受講状況

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
申込者数	2,956	3,503	3,392	3,317	3,738	3,516	3,397	3,898	3,769	3,404
受講者数	2,926	3,464	3,356	3,290	3,696	3,549	3,324	3,835	3,723	3,363

## 4 自主保安体制の確立

危険物を取り扱う各事業所における自主保安体制の確立を図り、危険物の保安に対する県民の意識の高揚及び啓発を推進するため、危険物安全週間（令和2年6月7日～13日）において、ポスターの掲示や広報パンフレットの配布、県広報誌や新聞による広報のほか、関係市町村及び消防機関に対し危険物関係事業所への査察等の要請を行った。